
教 育 委 員 会 規 則

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第11号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県社会教育主事の資格認定に関する規則

第2条中「申請書」を「社会教育主事資格認定申請書」に、「次の各号に」を「次に」に、「以下」を「次条において」に改め、同条第5号を次のように改める。

（5）写真（出願前3月以内に無帽で正面向きの上半身を撮影した名刺型のもの）2枚

第3条第2項中「前項」を「、前項」に、「社会教育主事認定者名簿」を「、社会教育主事認定者名簿」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

第 1 号 様 式 （ 第 2 条 関 係 ）

社会教育主事資格認定申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

住所

ふりがな
氏名

高知県社会教育主事の資格認定に関する規則第 2 条の規定により社会教育主事となるために必要な資格の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則